

議案番号	件 名																																																																																																
提案課名	内 容																																																																																																
議案第 2 1 号	三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について																																																																																																
総 務 課	【趣旨】																																																																																																
	三田市上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、令和3年10月1日から基本水量制等の料金体系を見直すに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。																																																																																																
	【改正内容】																																																																																																
	1 少量使用者間の不公平感を低減し、受益者負担の原則に基づいた料金体系にするため、口径20mm以下の使用者を対象に、基本水量制の廃止及び基本料金の引き下げを行う。																																																																																																
	(改正案)																																																																																																
	(1) 一般用及び公衆浴場用の水道の使用に係る基本料金及び従量料金(1箇月につき)																																																																																																
	<table border="1" data-bbox="454 929 1444 2103"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">区分 メーター口径</th> <th rowspan="2">基本 料金</th> <th colspan="6">従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>第1段</th> <th>第2段</th> <th>第3段</th> <th>第4段</th> <th>第5段</th> <th>第6段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">一般用 (公衆浴場用及び臨時用以外のものをいう。)</td> <td>20ミリメートル以下</td> <td>1,100円</td> <td>10立方メートルまでの分 15円</td> <td>10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 150円</td> <td>20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 180円</td> <td>30立方メートルを超え、 50立方メートルまでの分 240円</td> <td>50立方メートルを超え、 100立方メートルまでの分 290円</td> <td>100立方メートルを超え 分 350円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>1,790円</td> <td colspan="6">20立方メートルまでの分 150円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>4,670円</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>5,930円</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>13,480円</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>27,860円</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td>47,630円</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル</td> <td>130,320円</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場用</td> <td>—</td> <td>300立方メートル</td> <td colspan="6">300立方メートルを超える分 70円</td> </tr> </tbody> </table>								用途	区分 メーター口径	基本 料金	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)						第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	一般用 (公衆浴場用及び臨時用以外のものをいう。)	20ミリメートル以下	1,100円	10立方メートルまでの分 15円	10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 150円	20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 180円	30立方メートルを超え、 50立方メートルまでの分 240円	50立方メートルを超え、 100立方メートルまでの分 290円	100立方メートルを超え 分 350円	25ミリメートル	1,790円	20立方メートルまでの分 150円						30ミリメートル	4,670円							40ミリメートル	5,930円							50ミリメートル	13,480円							75ミリメートル	27,860円							100ミリメートル	47,630円							150ミリメートル	130,320円							公衆浴場用	—	300立方メートル	300立方メートルを超える分 70円					
	用途	区分 メーター口径	基本 料金	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)																																																																																													
				第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段																																																																																								
	一般用 (公衆浴場用及び臨時用以外のものをいう。)	20ミリメートル以下	1,100円	10立方メートルまでの分 15円	10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 150円	20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 180円	30立方メートルを超え、 50立方メートルまでの分 240円	50立方メートルを超え、 100立方メートルまでの分 290円	100立方メートルを超え 分 350円																																																																																								
25ミリメートル		1,790円	20立方メートルまでの分 150円																																																																																														
30ミリメートル		4,670円																																																																																															
40ミリメートル		5,930円																																																																																															
50ミリメートル		13,480円																																																																																															
75ミリメートル		27,860円																																																																																															
100ミリメートル		47,630円																																																																																															
150ミリメートル		130,320円																																																																																															
公衆浴場用		—	300立方メートル	300立方メートルを超える分 70円																																																																																													

		トル以 下 13,480 円	
--	--	-------------------------	--

(2) 臨時用の水道の使用に係る基本料金及び従量料金

基本料金	従量料金(1箇月につき・使用水量1立方メートルにつき)
6,800円	700円

2 その他所要の規定の整備

**【施行期日】**

令和3年10月1日